

大学機関別選択評価実施大綱（改訂案）（抜粋）

※赤字部分については、現行からの変更箇所。

はじめに

本大綱は、独立行政法人大学評価・学位授与機構（以下「機構」という。）が、大学の教育研究活動等の状況に関して、機構が定める事項ごとに実施する「大学機関別選択評価」（以下「選択評価」という。）について、その基本的方針、及び評価の実施に関する基本的な内容等を示したものです。

大学は「教育」と「研究」を本来的な使命としており、これらを通じて、社会に貢献することが求められています。同時に、大学に期待される役割・機能は時代とともに変化しつつあり、近年では、より直接的な「社会貢献（公開講座等による生涯教育の実施や産学官公連携による、大学の有する知的資源の社会への還元）」もまた、その重要性を増しつつあります。言うまでもなく、これらの役割・機能の比重の置き方については、それぞれの大学が、自らの個性・特色に基づいて、選択すべきものです。

機構においては、学校教育法第109条第2項に基づいて、大学機関別認証評価（以下「認証評価」という。）を実施しています。機構の実施する認証評価は、大学の総合的な活動状況について「正規課程における教育」活動を中心として評価を行いますが、選択評価においては、それぞれの大学の個性を伸長し、特色を明確にするため、~~の伸長に資するよう、「研究活動」、「地域貢献活動」及び「教育の国際化」「研究」活動や「社会貢献」活動~~の側面から、大学の活動の評価を実施します。なお、選択評価は認証評価とは別に、機構が独自に行う第三者評価として実施します。

機構の実施する選択評価は、本大綱、及び本大綱に基づいて定められた「選択評価事項」の規定に基づいて実施します。なお、評価の詳細な手順等については、各大学が行う自己評価に当たっての実施要項（「自己評価実施要項」）や機構の評価担当者が評価に当たって用いる手引書（「評価実施手引書」）等を作成することとしています。

本評価に当たっては、これまでに蓄積した評価経験を活かすとともに評価を受けた大学等の意見を踏まえた上で、開放的で進化する大学評価を目指し、常に評価のシステムの改善に努めてまいります。

I 評価の目的

独立行政法人大学評価・学位授与機構（以下「機構」という。）が、国・公・私立大学からの求めに応じ、大学の教育研究活動等の状況に関して、機構が定める事項ごとに実施する「大学機関別選択評価」（以下「選択評価」という。）は、**我が国の教育研究水準の維持及び向上を図るため、大学の個性の伸長に資するよう、**以下のことを目的として実施します。

- ① 各大学の個性の伸長、及び特色の明確化に役立てること。
- ②① ~~機構が定める選択評価事項に関して、大学の活動を評価し、その評価結果を各大学にフィードバックすることにより、各大学の教育研究活動等の改善に役立てること。~~
- ③② 大学の教育研究活動等の状況を明らかにし、それを社会に示すことにより、公共的な機関として大学が設置・運営されていることについて、広く国民の理解と支持が得られるよう支援・促進していくこと。

II 評価の基本的な方針

上記の評価の目的を踏まえ、機構は以下の基本的な方針に基づいて選択評価を実施します。

(1) 選択評価事項に係る評価

選択評価事項に関する大学の活動の状況について、水準判定を加味しつつ、各大学が有する選択評価事項に関わる目的の達成状況についての判断を中心とした評価を実施します。

(2) 自己評価に基づく評価

選択評価は、教育研究活動等の個性化や質的充実に向けた大学の主体的な取組を支援・促進するためのものです。このため、透明性と公平性を確保しつつ、実効あるものとして実現していくためには、選択評価事項及び別に定める「自己評価実施要項」に基づき、大学が自ら評価を行うことが重要です。

機構による評価は、大学が行う自己評価の結果（根拠として提出された資料・データ等を含む。）を分析し、その結果を踏まえて実施します。

なお、機構では、機構の評価を希望する大学の自己評価担当者に対し、機構の実施する選択評価の仕組み、方法や自己評価書の作成方法等について説明を行うなど、評価に対する理解がより深まるよう十分な研修を実施します。

(3) ピア・レビューを中心とした評価

選択評価事項に関する大学の活動等を適切に評価するため、大学の教員及びそれ以外の者であって大学の教育研究活動等に関し識見を有する者によるピア・レビューを中心とした評価を実施します。

(4) 透明性の高い開かれた評価

意見の申立て制度を整備するとともに、評価結果を広く社会に公表することにより、透明性の高い開かれた評価とします。また、開放的で進化する評価を目指し、これまでに蓄積した評価の経験や評価を受けた大学等の意見を踏まえつつ、常に評価システムの改善を図ります。

Ⅲ 評価の実施体制

(1) 評価の実施体制

評価を実施するに当たっては、国・公・私立大学の関係者及び社会、経済、文化等各方面の有識者からなる評価委員会（大学機関別認証評価委員会）を設置し、その下に、具体的な評価を実施するため、対象大学の状況に応じた評価部会を編成します。

評価部会には、各大学の教育研究分野やその状況が多様であること等を勘案し、国・公・私立大学、学協会及び経済団体等の関係団体から広く推薦を求め、対象大学の学部・**研究科**等の状況に応じた各分野の専門家及び有識者を評価担当者として配置します。

なお、評価委員会及び評価部会の委員は、自己の関係する大学に関する事案については、その議事の議決に加えないこととします。

(2) 評価担当者に対する研修

機構が実施する評価をより実効性の高いものとするためには、客観的な立場からの専門的な判断を基礎とした信頼性の高い評価を実施する必要があります。このため、評価担当者が共通理解の下で公正、適切かつ円滑にその職務が遂行できるよう、大学評価の目的、内容及び方法等について必要な研修を実施します。

機構においては、このように十分な研修を受けた評価担当者が評価を実施します。

Ⅳ 選択評価事項の内容

(1) 選択評価事項として、複数の事項を設けています。大学は申請時に評価を希望する1つ又は複数の選択評価事項を選択します。

(2) 選択評価事項は、いくつかの内容に分けて規定しています。また、選択評価事項ごとに、その内容を踏まえ教育**研究**活動等の状況を分析するための「基本的な観点」を設けています。

なお、大学の目的に照らして、独自の観点を設定する必要があると考える場合には、これを設定することができます。

(以下、省略)